

(30.5.17 記録センター)

事件番号を把握していない当事者等からの照会に対する対応方針

事件番号を把握していない当事者等から、記録センターに対し、民事訴訟事件の事件番号について照会があった場合、下記のとおり対応する。

記

- 1 提起側当事者名、相手方当事者名、終局日、終局事由その他事件の特定につながる情報を複数聴取して事件を特定する。
- 2 上記1で聴取した情報により事件が特定できたら、事件番号を回答する。
なお、どの程度の情報があれば、特定として十分かは、情報の組み合わせ等により総合的に判断する。
- 3 当事者名しか分からない場合、事件が特定できない旨回答する。

令和5年3月23日

司法行政文書の開示の実施について（事務連絡）

福岡地方裁判所事務局総務課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の「司法行政文書開示通知書」記1記載の文書
福岡地裁総第200号

(担当) 総務課文書第一係 電話092(781)3141 (内線3108)